

# 保釈の決定書に関する報告書

2025年7月2日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら代理人弁護士 井桁大介



浅沼智也外3名を原告とする国家賠償請求事件（令和7年（ワ）第7441号）に関し、別紙弁護士目録記載の各弁護士から、これまでの弁護士実務の中で、権利保釈と裁量保釈のいずれを根拠とするものか記載された保釈決定書または保釈に関する準抗告・抗告の決定書の提出を受けた。

合計 51 件の決定書の記載内容等を整理したので別紙一覧表のとおり報告する。

今回提出する 51 件の決定書には、89 条（権利保釈）を根拠として保釈を認めた事例は一つもない。なお、各弁護士からは、実際には 89 条（権利保釈）を根拠として保釈を認めた決定書を保有していながら提出を控えたなどということはない旨の報告を受けている。

以 上

(別紙：弁護士一覧)

高野 隆 (高野隆法律事務所)  
吉田 京子 (同)  
須崎 友里 (同)  
鵜飼 裕未 (同)  
宮村 啓太 (宮村・井桁法律事務所)  
長谷川 翼 (弁護士法人東京パブリック法律事務所)  
馬淵 未来 (弁護士法人北千住パブリック法律事務所)  
安藤 光里 (同)  
酒田 芳人 (同)  
増井 俊輔 (同)  
國府田 豊 (同)  
小林 英晃 (Kollect アーツ法律事務所)  
戸塚 史也 (同)  
徳永 裕文 (同)  
山本 彰宏 (山本法律事務所)  
森本 真唯 (菊地真治法律事務所)  
押田 朋大 (多摩パブリック法律事務所)  
赤木 竜太郎 (東京ディフェンダー法律事務所)

以上

裁判所	日付	訴因事実の概要	権利保釈除外事由	罪証隠滅相当に関する判断内容	裁量保釈の理由	備考
1	2016年		1号、4号(※4号につき条文の明記なし)	※4号該当性について直接の論証は無し。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検察官立証の中核となる客観的証拠や犯行経緯についての裏付け捜査も尽くされている</li> <li>・被告人も犯行を認めて、犯行経緯を詳細に供述</li> <li>・責任能力についての証拠も収集済み</li> <li>・</li> <li>→証拠隠滅の可能性は客観的にも主観的にも相当低い。</li> <li>・被告人の逃亡資金は尽きていること</li> <li>・</li> <li>・保釈保証金300万円は比較的高額</li> <li>→逃亡のおそれも相当に低減し、金銭的威嚇も相応に確保された</li> <li>・裁判員裁判対象事件であり訴訟準備を十分に行う必要性あり</li> <li>・債務整理や家族との直接との心理的交流が被告人にとって有意義であること</li> </ul>	
2	2012年		1号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覚せい剤についての認識が争点</li> <li>・被告人と関係者との関係</li> <li>→関係者らとの通謀のおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人と関係者らの供述内容がおおむね合致</li> <li>・公判前整理手続が終了し審理計画が確定</li> <li>→現時点においては、実効性のある証拠隠滅工作の可能性は高くない</li> <li>・関係者と接触しない旨の被告人の誓約書、の身柄引受書の提出あり</li> </ul>	
3	2014年					







16	■■■■地裁	2018年■■■■					
17	東京地裁	2019年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:金融商品取引法違反</li> <li>・要旨:A株式会社の代表取締役であった被告人が共犯者らと共に、平成23年3月期～平成27年3月期までの各会計年度について、関東財務局長に対し、実際の被告人の報酬額より少額な金額を記載した虚偽の有価証券報告書を提出した</li> </ul>	3号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質及び内容</li> <li>・被告人の地位ないし関係者との関係性、</li> <li>・被告人及び関係者の捜査段階における各供述状況</li> <li>→被告人が関係者に働きかけを行うおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の証拠関係 →被告人が実効的な罪証隠滅を行う可能性が高いとまでは言えない</li> <li>・被告人の健康状態も考慮</li> <li>・保釈保証金2億円、制限住居を日本国内とし、海外渡航の禁止、本件事件関係者との接触禁止、弁護士が制限住居の玄関に24時間作動する監視カメラを設置の上録画し、その画像を裁判所に提出することを妨げないこと、保釈中に被告人が使用できる携帯電話機及びPCを限定する等の保釈条件</li> </ul>	
18	東京地裁	2019年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:会社法違反</li> <li>・要旨:被告人はA株式会社の代表取締役として同社に対して忠実義務を負っていたにもかかわらず、①自己の利益を図る目的で、Aをスワップ契約の契約当事者とさせた結果、無担保で約18億円の損失をAが負担するという内容の債務をAに負担させ、②自己及び自己の友人の利益を図る目的でアラブ首長国連邦に開設されたAの完全子会社の預金口座からサウジアラビア王国の銀行に開設された預金口座に合計1470万ドルを送金し、もって背任行為を行い、Aに財産上の損害を与えた</li> </ul>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質及び内容</li> <li>・被告人の地位ないし関係者との関係性</li> <li>・被告人及び関係者の捜査段階における各供述状況</li> <li>→被告人が関係者に働きかけるおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の証拠関係、本件審理の進行状況、被告人が指定条件を遵守するよう指導監督する旨の弁護人の誓約書</li> <li>・被告人の体調</li> <li>・保釈保証金8億円、制限住居を日本国内、海外渡航の禁止、本件事件関係者との接触禁止、弁護士が制限住居の玄関に24時間作動する監視カメラを設置の上録画し、その画像を裁判所に提出することを妨げないこと、保釈中に被告人が使用できる携帯電話機及びPCを限定する等の保釈条件</li> </ul>	3号該当性は認められない
19	■■■■	2019年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:大麻取締法違反</li> <li>・要旨:■■■■みだりに大麻を所持した</li> </ul>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件犯行の内容及び性質</li> <li>・大麻が自己のものであることを否認する被告人の供述内容</li> <li>→被告人が、友人である本件犯行の目撃者に働きかけるなどして、罪証隠滅するおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件が目撃者の110番通報により発覚していること、</li> <li>・既に目撃者の検察官調書が作成済み</li> <li>→目撃者に対する罪証隠滅のおそれはそれほど高くない</li> <li>・被告人の■■■■が身元引受書を提出</li> <li>・保釈保証金200万、目撃者との接触禁止等の保釈条件</li> </ul>	5号該当性は認められない

20	東京高裁	2019年				
21	横浜地裁	2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 犯人隠避教唆</li> <li>・要旨: 弁護士である被告人が、共犯者が無免許運転をするおそれがある他人に対して共犯者所有車両を提供したとする道路交通法違反被告事件に関して、これが罰金以上の刑にあたる罪であることを知りながら共犯者の刑責を免れさせようと企て、共犯者と共謀の上、上記他人に依頼し「私が上記車両を勝手に持ち出して運転を開始し事故を惹起した」などと警察官に虚偽の事実を申告するよう決意させ、よって他人をして警察官に虚偽の事実を申告させ、もって犯人隠避を教唆した</li> </ul>	4号 ※条文の明記なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の内容及び性質</li> <li>・被告人の供述状況</li> <li>・身体拘束前の被告人の行動</li> <li>→被告人が直接又は間接に共犯者その他事件関係者らに働き掛けたり、自己に有利な証拠を作出したりする等の罪証隠滅を図るおそれがないとまではいえない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人と事件関係者らの関係が必ずしも強固であるとはいえない</li> <li>・証拠収集状況</li> <li>・公判前整理手続きによって、争点が概ね絞り込まれ、公判審理の概略も策定されている</li> <li>→実効的な罪証隠滅をなし得る余地は相当に減縮</li> <li>・事件関係者らの身体又は財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる恐れありとはいえない</li> <li>・被告人の「」が監督・逃亡防止を誓約する陳述書を提出</li> <li>・低額とはいえない保釈保証金、事件関係者らとの接触禁止等の保釈条件</li> </ul>
22	東京地裁	2019年		1号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質及び内容</li> <li>・被告人の供述内容</li> <li>・実母を含む関係者と被告人との人的関係</li> <li>→被告人が関係者に働きかける等の罪証を隠滅するおそれが否定できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公訴事実を認める方針であること</li> <li>・争点整理も概ね終了したという公判前整理手続の進捗状況</li> <li>→実効的な罪証隠滅のおそれは高くない</li> <li>・共同住宅の所有者との間で民事上の和解が成立</li> <li>・保釈保証金(300万円)、実母が身柄引受書</li> </ul>
23	東京高裁	2020年		1号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件各事案の性質、内容</li> <li>→被告人らが共犯者や被害女性らに働きかけて罪証隠滅するおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人が公訴事実を認め、証拠調べが終了しているという審理の進行状況</li> <li>→現時点では罪証隠滅の現実的可能性は高くない</li> <li>・被告人の身上経歴</li> <li>・両親が身元引受書を提出</li> <li>・保釈保証金400万円、共犯者及び被害女性らへの接触禁止の保釈条件</li> </ul>



28		2021年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 傷害</li> <li>・要旨: 被告人が被告人方において、被害者に対し床に押し倒し、 等の暴行を加えて、全治日 間を要する傷害を負わせた</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の内容及び性質</li> <li>・証拠構造</li> <li>・被告人の応訴態度(初回期日において公訴事実を否認し、正当防衛又は緊急避難が成立すると主張。)</li> <li>→現時点の審理経過(弁護人が同意した証拠は取調べ済み、被害者尋問及び弁護側証人尋問が実施済み、近日中に被告人質問が実施予定、論告弁論期日も策定済み)</li> <li>→実効的な罪証隠滅の可能性は相当程度低くなっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人の身体拘束期間</li> <li>・被告人の防衛上の準備</li> </ul>	3号、5号該当性は認められない
29		2021年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 覚せい剤取締法違反</li> <li>・要旨: 自宅で覚せい剤を加熱し気化させて吸引し、覚せい剤を使用した</li> </ul>	3号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回期日に置いて情状証人である被告人の妻の証人尋問及び被告人質問が実施予定</li> <li>・被告人が妻との同居中に本件に及んでいること</li> <li>→被告人が妻に働き掛ける等して罪証隠滅するおそれがあることは否定できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人が治療を受けており相応の準備や治療が望ましい</li> <li>・被告人の が身柄引受書を提出</li> <li>・保釈保証金250万円</li> </ul>	
30	高裁	2021年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 覚せい剤取締法違反</li> <li>・要旨:  覚せい剤を自己の身体に接種して使用した</li> </ul>	3号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人の応訴態度</li> <li>・審理経過</li> <li>→被告人が事件関係者に働き掛ける等して罪証隠滅するおそれは否定できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人の が身元引受書を提出</li> <li>・被告人は の診断あり健康上の不利益も看過できない</li> <li>・弁護人が被告人のパスポートを預かっていること</li> <li>・保釈保証金1000万円</li> </ul>	
31	高裁	2022年		4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の性質・内容</li> <li>・証拠調べの進捗その他の審理状況等(偽証教唆については否認し、関係者2名及び本犯者1名の証人尋問が請求・採用されている等)</li> <li>→関係者に働き掛けるなどして罪証隠滅するおそれ否定できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・争点及び取調べ予定の証拠について一定程度の見通しが立ったという審理状況(予定主張記載書面で犯行経緯に関する当事者の主張の相違点が確認された、検察官が追加書証、4名の証人の証拠調べ請求予定を表明。偽証教唆被告事件については、弁護人において、被告人質問以外の証拠調べ請求は予定しない旨述べた。)</li> <li>→実効性のある罪証隠滅に及ぶおそれは相当程度低下</li> <li>・ の身元引受書が提出</li> <li>・公判準備の必要性</li> <li>・保釈保証金 万円、本件事関係者に対する接触禁止等の保釈条件</li> </ul>	

32		2023年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 過失運転致傷、道路交通法違反</li> <li>・要旨: 被告人が①</li> </ul> <p>過失により、被害者運転の自転車に衝突し、路上に転倒させ加療約月の骨折等の傷害を負わせたのに、②直ちに救護等の必要な措置を講じず、その交通事故の発生日時及び場所等について最寄り警察署の警察官に報告しなかった</p>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の内容及び性質</li> <li>・被告人が本件事故後に証拠隠滅行為を行ったこと</li> <li>・被告人の供述状況</li> <li>→ 過失態様や過失の有無について罪証隠滅するおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠の収集状況</li> <li>→ 罪証隠滅の実効性は高いとまでは言えない</li> <li>・被害者に謝罪する意向を表明していること</li> <li>・の身柄引受書が提出</li> <li>・被告人の健康状態</li> </ul>	
33	地裁	2023年					
34	裁	2023年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 詐欺</li> <li>・要旨: 被告人が①</li> </ul> <p>その情を秘して円及び旅券1個在住のスーツケースの交付を受け、②予備的には</p> <p>被害者をだましてスーツケースの交付を受けた</p>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の内容及び性質</li> <li>・被告人の供述状況</li> <li>→ 被告人が被害者らに働きかけるなどして罪証隠滅するおそれは否定できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公判前整理手続において争点及び証拠の整理が行われた</li> <li>・罪体に関する検察官立証が終了</li> <li>・次回期日で被告人質問の実施予定</li> <li>→ 現時点の罪証隠滅のおそれは高度とはいえない</li> </ul> <p>5号該当性は認められない</p>	
35	裁	2023年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 暴力行為等の処罰に関する違反</li> <li>・要旨: 被告人が、他2名と共同して被害者に対し、</li> </ul> <p>をもって数人共同して暴行を加えた</p>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質、内容</li> <li>・捜査段階における被告人及び共同亡後者の供述状況</li> <li>→ 暴行の共同性、暴行態様等について、共同暴行者を含む関係者へ働きかけて罪証隠滅をするおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠の収集状況、勾留状の被疑事実と比した場合の公訴事実の事案の軽重(当初: 強盗致傷)</li> <li>・被告人の前科関係</li> <li>・被告人が被害者を蹴る等したことについての陳述書が提出</li> <li>・示談交渉に着手した</li> <li>→ 罪証隠滅のおそのれはさほど大きいとはいえない</li> <li>・が身元引受書を提出</li> <li>・保釈保証金200万円</li> </ul>	

36	■■■■地裁	2023年■■■■					
37	東京高裁	2023年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:麻薬及び向精神薬取締法違反</li> <li>・要旨:被告人が法定の除外事由がないのに麻薬を自己の身体に接種して施用した</li> </ul>	※条文の明記なし	直接の論証なし		<p>※本件は控訴審の保釈事案であるため、権利保釈除外事由についての言及はないが、決定書の記載から、裁量保釈によって保釈を認めていることが分かる。</p>
38	■■■■地裁	2023年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:強盗致傷</li> <li>・要旨:強盗目的■■■■に対し、■■■■暴行脅迫を加えたが、抵抗されて目的を遂げず、その際、加療約■■日間を要する傷害を負わせた</li> </ul>	1号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質及び内容</li> <li>→関係者に働き掛ける等の非証隠滅のおそれがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護人から予定主張記載書面が提出、証拠意見も概ね明らかになった</li> <li>・審理計画が策定され公判期日も指定された</li> <li>→非証隠滅のおそれは相当程度低下している</li> <li>・前科前歴がないこと</li> <li>・■■■■が自宅での身元引受意向を示している</li> <li>・■■■■宅を制限同居、保釈保証金300万円、被害者への接触禁止等の保釈条件</li> </ul>	
39	■■■■地裁	2023年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:建造物侵入、強盗致傷、強盗</li> <li>・要旨:被告人が①飲食店に侵入し、■■■■現金■■■■円を強奪、②同日別の飲食店に侵入して■■■■等と云って■■■■カッターナイフの刃を押し当てたが、警察官に取り押さえられて未遂に終わった■■■■。</li> </ul>	1号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質及び内容</li> <li>・被告人の供述内容等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護人が責任能力を争わない旨述べたため、争点は量刑だと確定した</li> <li>■■■■示談が成立</li> <li>→実効的な非証隠滅のおそれは高度とはいえない</li> <li>・今後、■■■■による情状鑑定を予定しており、■■■■面接を行う必要性もある</li> <li>・被告人の出頭誓約、被告人の■■■■が同居監督を誓約</li> <li>・保釈金はそれぞれ■■■■万円、各被害店舗への立ち入り禁止等の保釈条件</li> </ul>	5号該当性は認められない

40	地裁	2024年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 政治資金規正法違反</li> <li>・要旨: 被告人が、 寄付の合計を記載する欄に過少な金額であった旨虚偽の記入をして提出した</li> </ul>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の関係者が関与する本件事案の性質及び内容</li> <li>・関係者や被告人の各供述状況、その関係性</li> <li>→関係者に働きかけるおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係証拠の収集状況、想定される被告人の主張</li> <li>→現時点において実効的な罪証隠滅の具体的可能性は高いとはいえない</li> <li>・被告人の から身元引受書が提出</li> <li>・共犯者を含め広く関係者らとの接触を禁止、保釈保証金300万円等の保釈条件</li> </ul>
41	地裁	2024年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 違反</li> <li>・要旨: 被告人が、同会社の関係者及び顧客らと共謀の上、 を不正に免れた</li> </ul>	3号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質・内容</li> <li>・被告人の供述経過や関係者らの供述内容</li> <li>・弁護人の予定主張及び証拠意見の内容</li> <li>→関係者に働きかける等の罪証隠滅のおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審理計画及び証人予定者の大枠が明らかにされた</li> <li>→罪証隠滅の働きかけの対象が限定された</li> <li>・被告人 から身元引受書を提出</li> <li>・被告人の健康状態に不安があること</li> <li>・旅券預託等の条件を付して海外旅行を禁止、証人予定者等を含め幅広く事件関係者らとの接触禁止、保釈保証金 万円等の保釈条件</li> </ul>
42	裁	2024年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 不同意性交等、不同意わいせつ</li> <li>・要旨: 被告人が 店内において被害者2名に飲酒させた上、①被害者Aに対しては 同人にキスをし、 その隣に指を挿入し、 同人と性交し、②当該①の犯行に引き続き、被害者Bが眠っていることに乗じて同人にキスをした上、 わいせつな行為をした</li> </ul>	1号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質及び内容</li> <li>・被告人及び被害者2名を含む関係者の供述内容等</li> <li>→関係者に働きかけて罪証隠滅するおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公判前整理手続期日において、裁判所から弁護人の予定主張を踏まえた争点整理案が示されて事実関係に関する争点が整理された</li> <li>・審理計画及び証人予定者の大枠が明らかにされた</li> <li>・検察側立証に係る尋問期日が具体的に策定された</li> </ul>
43	東京地裁	2024年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名: 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反</li> <li>・要旨: 覚せい剤の自己使用、共犯者との共同所持、単独での大麻所持</li> </ul>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告人及び共犯者の供述内容及び状況</li> <li>→共謀状況等について罪証隠滅のおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の内容及びその軽重</li> </ul>

44	■■■■地裁	2024年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:不同意性交等</li> <li>・要旨:被告人が被害者が16歳未満の者であり(当時15歳)、かつ、自らが被害者の生まれた日より5年以上前の者であることを知りながら、自宅において同人と性交した</li> </ul>	1号、4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質及び内容</li> <li>・被告人と被害者との人的関係</li> <li>→被害者に働きかけて罪証隠滅するおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯行を認める供述をしていること</li> <li>・その他の証拠の収集状況</li> <li>→罪証隠滅のおそれは高くない</li> <li>・被告人の身上関係、母親が身柄引受書を提出していること</li> <li>→逃亡のおそれもそこまで高くない</li> <li>・被害者及び事件関係者との接触を禁止、保釈保証金500万円等の保釈条件</li> </ul>	
45	■■■■高裁	2024年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:窃盗・麻薬及び向精神薬取締法違反</li> <li>・要旨:①■■■■店での置き引き窃盗、■■■■での万引き窃盗②コカインの施用</li> </ul>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の内容等</li> <li>→関係者に働きかけて罪証隠滅するおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回期日において、全ての起訴事実を認め、検察官立証がほぼ終了していること</li> <li>・①事件の被害者とは示談が成立</li> <li>→実効的な罪証隠滅のおそれはかなり低い</li> <li>・被告人に前科前歴がないこと</li> <li>・被告人の生活状況</li> <li>・保釈保証金200万円、身元引受人である両親の実家を制限住居とする保釈条件</li> </ul>	
46	■■■■地裁	2024年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名:公務執行妨害</li> <li>・要旨:被告人が共犯者と共謀の上、■■■■内において、通報を受けて臨場した警察官に対し、被告人らがそれぞれ■■■■暴行を加えて、その職務執行を妨害した</li> </ul>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案の性質及び内容</li> <li>・被告人、共犯者等の供述内容</li> <li>・被告人と関係者との関係性</li> <li>→関係者に働きかけて罪証隠滅するおそれあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事案は警察官に対する公務執行妨害事案であること</li> <li>・収集済みの証拠関係</li> <li>→罪証隠滅の現実的可能性や実効性は高いとはいえない</li> <li>・罪証隠滅、逃亡しない旨の被告人の誓約書</li> <li>■■■■</li> </ul>	
47	東京地裁	2024年■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪名■■■■</li> <li>・要旨不明 ※決定書に要旨の記載なし</li> </ul>	4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「被告人には共犯者や関係者への働きかけなどの罪証隠滅工作を行う具体的可能性がある」</li> <li>※具体的な事情の明記はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な関係者については検察官調書が作成済み</li> <li>■■■■</li> <li>⇒逃亡のおそれは十分に抑止可能</li> </ul>	※保釈許可決定書の別紙より引用

